



支援機関紹介

焼津商工会議所

焼津商工会議所は、焼津市内の会員で構成される民間の総合経済団体です。商工会議所の生みの親である渋沢栄一の「企業と社会を結ぶ」という精神を原点に約60種類のサービスをご用意して地域事業所(法人、個人事業主問わず)をサポート、市内商工業者の振興発展に努めると共に地域の商工業者の代表として会員の要望・意見をまとめ、行政をはじめ関係諸団体へ働きかけを行っています。

支援施策

- 経営支援
- 証明・認証
- 販路拡大
- 人材確保・育成
- 資金調達
- 人脈・交流
- 創業支援
- 検定試験
- 共済・保険

連絡先

〒425-0026
静岡県焼津市焼津4-15-24
TEL 054-628-6251
FAX 054-628-6300
Mail info@yaizucci.or.jp
HP www.yaizucci.or.jp/



焼津商工会議所
ホームページ



美食のまちやいづ
公式Instagram

大井川商工会

大井川商工会は、地域の事業者が業種に関わりなく会員となって、お互いの事業の発展や地域の発展のために総合的な活動を行う団体です。また、国や都道府県の小規模企業施策(経営改善普及事業)の実施機関でもあり、小規模事業者のみなさまを支援するために様々な事業を実施しています。もちろん小規模企業施策だけでなく、様々な中小企業施策も実施しています。商工会は、「商工会法」に基づいて、全国の市町村に1,643の商工会があります。また、各都道府県には商工会連合会があり、広域的に地域事業者のみなさまを支援いたします。

支援施策

- 事業承継の相談・支援
- 記帳指導や代行
- 税務・労務の相談や指導
- 金融相談や融資の斡旋
- 補助金・助成金などの利用提案
- 専門家派遣
- 販路開拓支援・情報発信
- 共済・保険制度の紹介や斡旋
- 経営力向上のための各種セミナー・研修会の開催
- 地域振興のためのイベントなどの開催

連絡先

〒421-0205
静岡県焼津市宗高900
TEL 054-622-0393
Mail os@oigawa.net
HP www.oigawa.net/



大井川商工会
ホームページ

お問合せ先

補助金についてのお問合せは各所管にお問い合わせください。

所管	経済部 水産振興課	経済部 ふるさと納税課	経済部 農政課	
電話	054-626-2152	054-626-9406	農業振興担当	農業土木担当
			054-626-2157	054-626-2158
FAX	054-626-2194	054-626-9410	054-626-2194	
Mail	suisan@city.yaizu.lg.jp	furusato@city.yaizu.lg.jp	nousei@city.yaizu.lg.jp	

所管	経済部 商工観光課		経済部 誘致戦略課	
電話	商工政策担当／まちなか活性化推進室		移住定住推進室	企業誘致担当
	054-626-1175		054-626-9411	054-626-2260
FAX	054-626-2194		054-626-2194	
Mail	shoko@city.yaizu.lg.jp	kanko@city.yaizu.lg.jp	yuchi@city.yaizu.lg.jp	



焼津市役所

〒425-8502 静岡県焼津市本町2丁目16-32 電話：054-626-1111(代表)
開庁時間：月曜日から金曜日まで 午前8時30分から午後5時15分まで(祝休日・12月29日から1月3日を除く)

目次

殿どれを選ぶか
慎重に見極めませぬと…



第一章 販路を拡大したい!!

01 水産物輸出総合推進事業補助金	水
02 DX促進モデル事業補助金	工 水 運 通 農 漁 商
03 地域産品EC強化展開事業補助金	工 水 運 通 農 漁 商
04 物産展事業補助金	水

第二章 人材を確保したい!!

05 働きやすい環境整備事業費補助金	工 水 運 研 通 農 漁 商
06 働き方改革推進企業認定チャレンジ奨励金	工 水 運 研 通 農 漁 商
07 多様な人財確保事業費補助金	工 水 運 研 通 農 漁 商

第五章 工場、研究所や物流施設を新設・増築したい!!

23 産業立地促進事業費補助金	工 水 運 研 通
24 立地工場等事業継続強化事業費補助金	工 水 運 研 通
25 次世代産業等立地事業費補助金	農 漁
26 新規産業立地事業費補助金	工 水 運 研 通
27 産業立地奨励事業費補助金	工 水 運 研 通

第六章 金融支援を受けたい!!

28 漁業近代化資金利子補給金	漁
29 緊急経営対策特別資金融資信用保証料補給	工 水 運 通 漁
30 焼津市農業近代化資金利子補給金	農
31 小口資金融資信用保証料補給制度	工 水 運 通 商
32 漁業経営対策資金利子補給金	漁
33 もうかる漁業改革型漁船建造支援事業補助金	漁
34 開業パワーアップ支援資金融資利子補給	工 水 運 通 漁
35 開業パワーアップ支援資金融資信用保証料補給	工 水 運 通 漁

対象業種

工…工業

水…水産業

運…運送業

研…研究所

通…通信業

農…農業

漁…漁業

商…商業

第二章 設備投資をしたい!!

08 経営発展支援事業補助金	農
09 地域おこし産品開発支援事業補助金	工 水 農 漁 商
10 中小企業等経営強化法に基づく導入促進基本計画の申請	工 水 運 通 農 漁 商
11 若手農業者スマート農業展開支援事業補助金	農
12 スタートアップ企業拠点開設支援事業費補助金	工 水 運 研 通 農 漁 商
13 新規就農者サポート補助金	農
14 事業者猛暑対策支援事業	工 水 運 通 農 漁 商
15 スマート農業普及促進事業補助金	農
16 農業者猛暑対策支援事業	農
17 地域産品拡充等事業補助金	工 水 農 漁 商

第四章 創業・事業承継の支援を受けたい!!

18 創業・事業承継等ワンストップ窓口	工 水 運 通 農 漁 商
19 事業承継支援事業補助金	工 水 運 通 農 漁 商
20 産業競争力強化法に基づく支援	工 水 運 通 農 漁 商
21 新規就農者サポート補助金	農
22 経営開始資金	農

第七章 商店街を活性化したい!!

36 焼津駅周辺まちなか空き店舗利活用事業補助金(家賃補助)	商
37 商店街街路灯電気料補助金	商
38 焼津駅周辺まちなか空き店舗等改修事業費補助金	商
39 焼津駅前拠点エリア活性化事業費補助金	商
40 やいづ駅前サテライトオフィス等施設事業	商
41 商店街振興事業補助金	商

我が国の未来のため、
補助金という戦略を
使わねばならぬな。



販路を
拡大したい!!



01 水産物輸出総合推進事業補助金

補助要件

- ①輸出等の販路開拓に向けた、海外での展示商談会参加や海外市場調査を実施した場合
- ②衛生管理レベルの向上を目的とした、HACCP専門家等の現地指導を受けた場合

補助額

- ①15万円 ②5万円
- ・対象経費の1/2

対象者

- ・焼津市水産振興会の会員等

所管

- ・焼津市水産振興会

水

補助要件

- ・デジタル技術を活用した製品、サービス、ビジネスモデル等の新規開発を行った場合

補助額

- 上限250万円
- ・対象経費の1/2

対象者

- ・会社
- ・個人

所管

- ・商工観光課

QRコード

工 水 運 研
通 農 漁 商

02 DX促進モデル事業補助金

補助要件

- ・ECサイトの構築及び改修
- ・自社ホームページのEC機能拡充
- ・ECモール等への出店及びECサイトの宣伝を目的とした広告を行った場合

補助額

- 上限50万円
- ・対象経費の1/2

対象者

- ・小売・サービス業
- ・製造業

所管

- ・商工観光課

QRコード

工 水 運 研
通 農 漁 商

03 地域産品EC強化展開事業補助金

04 物産展事業補助金

補助要件

- ・市外にて開催される物産展へ出展した場合

対象者

- ・焼津市水産振興会の会員等

補助額

- 1回の出展で5万円を限度
- ただし、同一会員等につき、当該年度2回を限度
- ・対象経費の1/2

所管

- ・焼津市水産振興会

水

05 働きやすい環境整備事業費補助金

補助要件

- ・従業員の確保・定着のために設備等の設置・改修等を行った場合

補助額

- 上限20万円
- ・対象経費の1/3

対象者

- ・会社
- ・個人

所管

- ・商工観光課

工 水 運 研
通 農 漁 商

QRコード

07 多様な人財確保事業費補助金

補助要件

- ・外国人、高齢者、障害者などの多様な人財を雇用するための新たな取組みを行った場合

補助額

- 上限20万円
- ・対象経費の1/2

対象者

- ・会社
- ・個人

所管

- ・商工観光課

工 水 運 研
通 農 漁 商

QRコード

06 働き方改革推進企業認定チャレンジ奨励金

補助要件

- ・国の認定えるぼし認定、くるみん認定、ユースエール認定、もにす認定取得に向けた取組みを行った場合

補助額

- 上限20万円
- ・対象経費の10/10

対象者

- ・会社
- ・個人

所管

- ・商工観光課

QRコード

工 水 運 研
通 農 漁 商

対象業種

工

工業

水

水産業

運

運送業

研

研究

所

通

通信業

農

農業

漁

漁業

商

商業

設備投資を したい!!

08 経営発展支援事業補助金

補助要件

- 農業用施設や資機材を購入した場合(※経営開始資金と併用の場合)

補助額

- 上限375万円
- 対象経費の3/4

対象者

- 認定新規就農者

所管

- 農政課

09 地域おこし産品開発支援事業補助金

補助要件

- 生産能力の向上を目的とした大規模な設備改修事業をする場合
- 新分野への事業進出のため、新たな工場を整備等事業を実施する場合
- ※右記事業を実施する前に事業計画を策定し、市が認定していること
- ※令和7年度に事業認定を行い、令和8年度に事業完了し補助金交付となる

補助額

- ふるさと納税型クラウドファンディングを実施した際の寄付額の1/2を上限
- 対象経費の10/10

対象者

- 個人・会社

所管

- 商工観光課(ふるさと納税課)

10 中小企業等経営強化法に基づく導入促進基本計画の申請

補助要件

- 新規取得設備の取得日より前に先端設備等導入計画を策定し、市が認定していること
- 1.5%以上の賃上げ表明があること
- 投資利益率が年平均5%以上となることが見込まれる設備(①機械装置②工具③器具備品④建物付属設備)の導入
- 設備投資により労働生産性が年平均3%以上向上することが見込まれること

補助額

- 1.5%以上の賃上げ表明あり:3年間、課税標準を1/2に軽減
- 3%以上の賃上げ表明あり:5年間、課税標準を1/4に軽減
- 固定資産税の特例措置

対象者

- 中小企業者 中小企業等経営強化法第2条第1項に規定)

所管

- 商工観光課

11 若手農業者スマート農業展開支援事業補助金

補助要件

- 県農林環境専門職大学を卒業した就農者(35歳未満)が、スマート農業に関する機械・装置を導入する場合

補助額

- 上限500万円
- 対象経費の10/10

対象者

- 認定新規就農者

所管

- 農政課

12 スタートアップ企業拠点開設支援事業費補助金

補助要件

- スタートアップ企業が市内に新たに拠点を開設する場合(施設整備)
- 建物の整備又は改修を行う場合(通信環境整備)
- インターネット回線契約に係る回線工事等を行う場合(什器・機器導入)
- 机、椅子等の什器及びパソコン、プリンタ、コピー機等の機器を導入する場合

補助額

- 上限250万円
- 対象経費の1/2

対象者

- 個人・会社

所管

- 商工観光課

14 事業者猛暑対策支援事業

補助要件

- 猛暑対策設備や機器等の導入及び設置をする場合

補助額

- 上限20万円
- 対象経費の1/3

対象者

- 個人・会社

所管

- 商工観光課

16 農業者猛暑対策支援事業

補助要件

- 猛暑対策設備や機器等の導入及び設置をする場合

補助額

- 上限20万円
- 対象経費の1/3

対象者

- 認定農業者
- 認定新規就農者

所管

- 農政課

13 新規就農者サポート補助金

補助要件

- 農地の賃借料又は農業資機材を購入する場合(最長5年)

補助額

- 上限10万円
- 対象経費の1/2

対象者

- 認定新規就農者

所管

- 農政課

15 スマート農業普及促進事業補助金

補助要件

- スマート農業に関する機械、装置を導入する場合

補助額

- 上限500万円
- 認定:対象経費の1/2
- 新規:対象経費の3/4

対象者

- 認定農業者
- 認定新規就農者

所管

- 農政課

17 地域産品拡充等事業補助金

補助要件

- 地域産品の生産、製造、加工等に必要な機器、設備等の購入又は改修する場合

補助額

- 上限1,000万円
- 対象経費の2/3

対象者

- 個人・会社

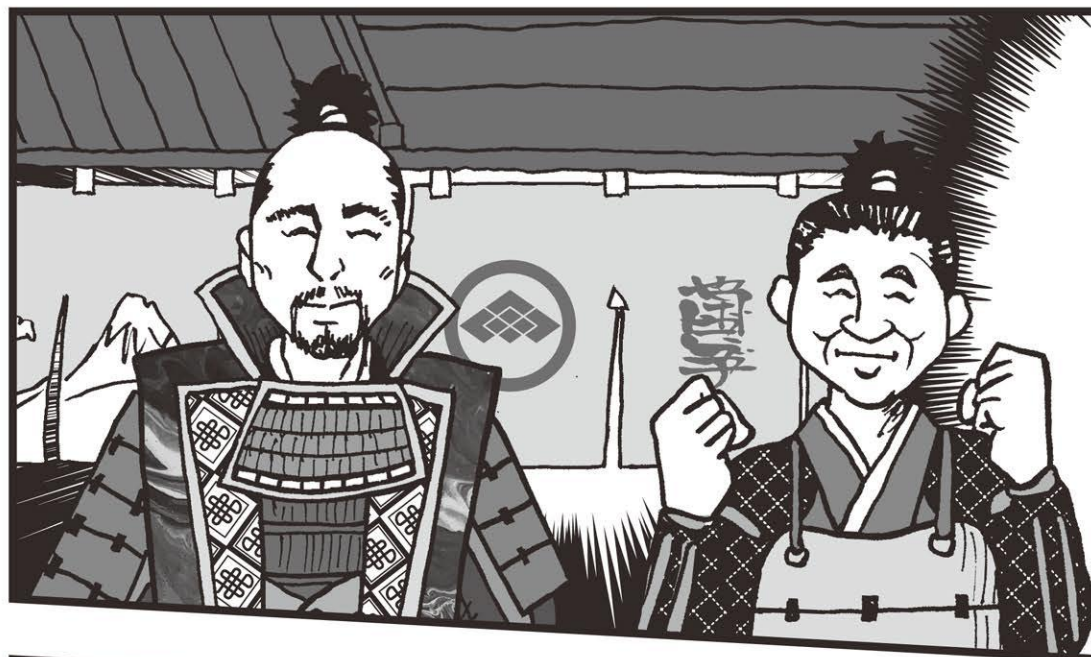
所管

- 商工観光課

対象業種

工:工業 水:水産業 運:運送業 研:研究所 通:通信業 農:農業 漁:漁業 商:商業

創業・事業承継の支援を受けたい!!



18 創業・事業承継等ワンストップ窓口

補助要件

- ・市内で創業や事業承継を考えている方
- ・創業前の市場の開拓、ビジネスモデルの構築、資金調達、資金相談、事業計画の作成などの相談をしたい方
- ・事業承継前の経営者として必要な経営基本管理、財務等の知識の取得などの相談をしたい方

補助額

- ・ワンストップで相談できる窓口を焼津商工会議所に常設

所管

・商工観光課

工 水 運
通 農 漁 商

21 新規就農者サポート補助金

補助要件

- ・住居の家賃が発生した場合（最長5年）

補助額

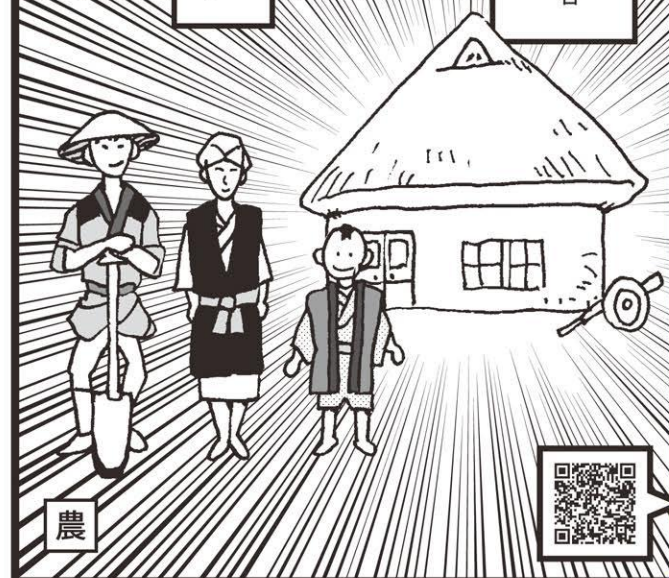
- ・上限20万円
- ・対象経費の1/2

対象者

- ・認定新規就農者

所管

・農政課



22 経営開始資金

補助要件

- ・新たに農業を開始する場合（最長3年）

補助額

- ・上限150万円

対象者

- ・前年世帯所得600万円以下の認定新規就農者

所管

・農政課



20 産業競争力強化法に基づく支援

補助要件

- ・市内で創業を考えている方
- ・認定連携創業支援等事業者（焼津市、商工会議所、商工会、金融機関等）が行う特定創業支援等事業（創業塾、継続した個別相談、専門家派遣等）において、経営、財務、人材育成、販路開拓の4項目を一定の期間以上にわたり、受講、支援を受けた方
- ・上記の支援を受けたことが確認でき、焼津市の発行する「証明書」を発給された方

補助額

- ・会社設立時の登録免許税の軽減
- ・創業関連保証の特例として、事業開始の6か月前から県信用保証協会付融資の申し込みが可能
- ・（※）日本政策金融公庫の融資制度について、自己資金要件を満たしたものと申し込み可能、貸付利率を基準金利により引き下げて利用可能

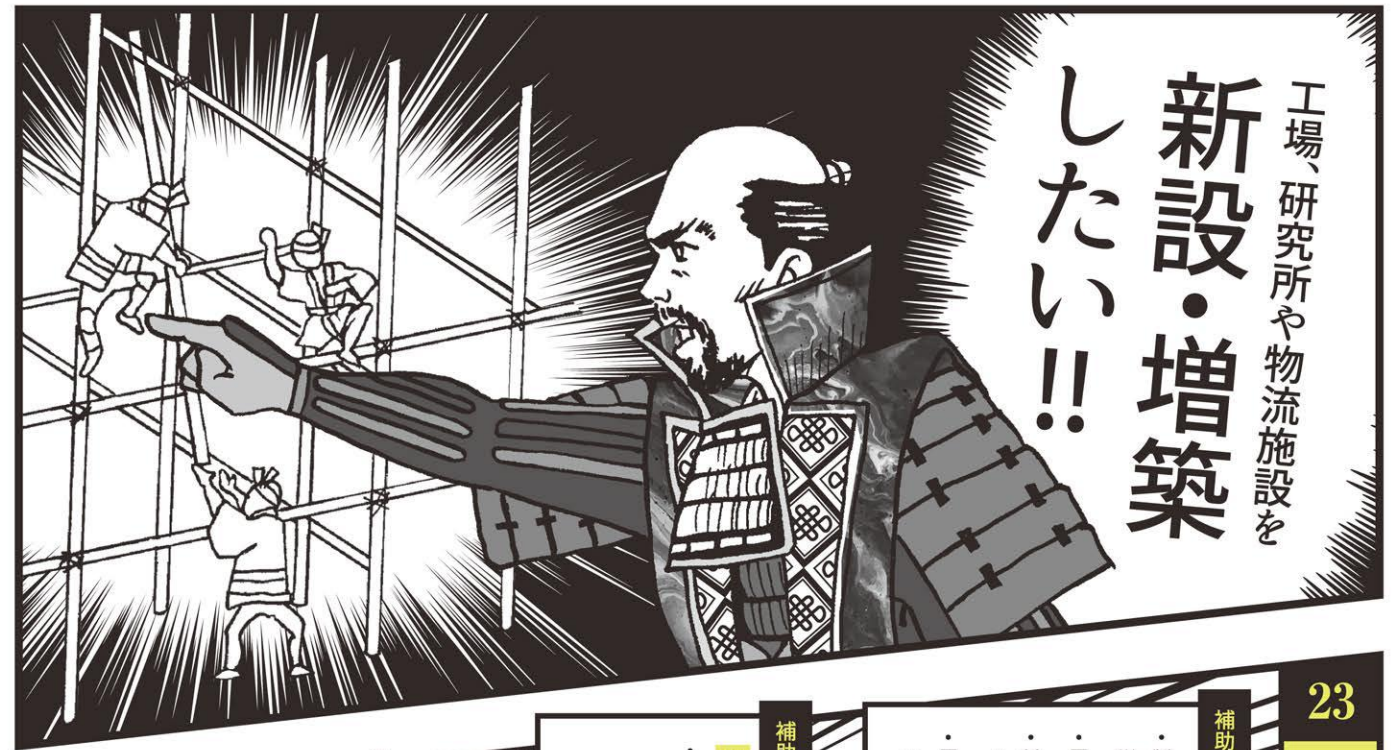
所管

・商工観光課



対象業種

工：工業 水：水産業 運：運送業 研：研究所 通：通信業 農：農業 漁：漁業 商：商業



23

産業立地促進事業費補助金

補助要件

- ・製造業の工場、研究所、物流施設を新築・増築する場合
- ・用地取得費、従業員の新規雇用経費を補助
- ・対象施設の新築・増築のための投資額が5,000万円以上
- ・用地取得から造成済土地は3年、未造成地は5年の期間内に操業

補助額

- ・限度額2～3億円
- ・製造業等の工場・物流施設用地取得費の20%（成長分野の工場、研究所は30%）新規雇用従業員に1人につき50万円

対象者

- ・民間企業
- ・組合
- ・一般社団法人
- ・一般財団法人

所管

- ・誘致戦略課



工 水 運 研 通

24

立地工場等事業継続強化事業費補助金

補助要件

- ・製造業、研究所、物流施設を事業継続計画に基づき移転または分散する場合
- ・用地取得費、従業員の新規雇用経費を補助
- ・用地取得から2年以内

補助額

- ・限度額2億円
- ・用地取得費の20%
- ・新規雇用従業員1人につき50万円

対象者

- ・民間企業
- ・組合
- ・一般社団法人
- ・一般財団法人

所管

- ・誘致戦略課



工 水 運 研 通

25

次世代産業等立地事業費補助金

補助要件

- ・次世代産業（A・I・O・T等の先端技術を活用し、生産性の向上、高付加価値化などに向けた取組を行うもの）で使用する施設を新築・増築する場合
- ・次世代産業等立地事業に要する経費が10億円以上（スタートアップ枠を選択した場合は3億円以上）
- ・用地取得から造成済土地は3年、未造成地は5年の期間内に操業
- ・市内従業員の増加人数が10人以上（スタートアップ枠を選択した場合は5人以上）

補助額

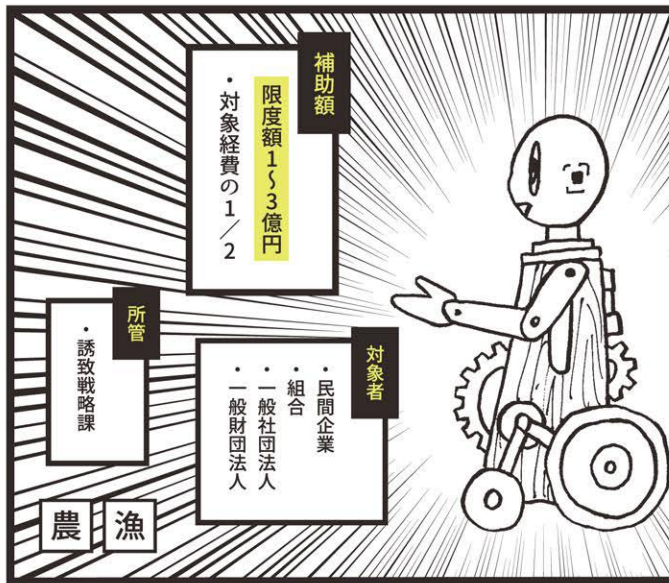
- ・限度額1～3億円
- ・対象経費の1/2

対象者

- ・民間企業
- ・組合
- ・一般社団法人
- ・一般財団法人

所管

- ・誘致戦略課



農 漁

26

新規産業立地事業費補助金

補助要件

- ・製造業の工場、研究所、物流施設を新築・増築し、設備投資をする場合
- ・投資額が5億円以上
- ・用地取得から造成済土地は3年、未造成地は5年の期間内に操業

補助額

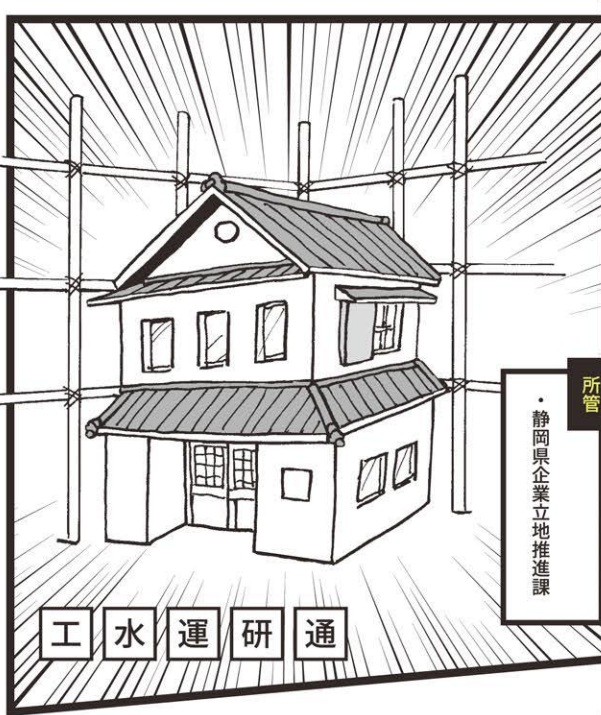
- ・限度額7～10億円
- ・建物建設費、機械設備購入費の7%（成長分野の場合は10%）

対象者

- ・民間企業
- ・組合
- ・一般社団法人
- ・一般財団法人

所管

- ・静岡県企業立地推進課



工 水 運 研 通

27

産業立地奨励事業費補助金

補助要件

- ・市内に土地、家屋または償却資産を取得し、次のいずれかの補助金の交付を受け、新たに工場などを設置した企業等に補助
- ・焼津市産業立地促進事業費補助金
- ・静岡県新規産業立地促進事業費補助金
- ・焼津市立地工場等事業継続強化事業費補助金
- ・県内立地工場等事業継続強化事業費補助金
- ・次世代産業等立地事業費補助金

補助額

- ・1年度につき3,000万円を限度に3年間
- ・取得した土地、家屋、償却資産にかかる固定資産税及び都市計画税相当額

所管

- ・誘致戦略課



工 水 運 研 通

対象業種

工：工業

水：水産業

運：運送業

研：研究所

通：通信業

農：農業

漁：漁業

商：商業

金融支援を 受けたい!!



28

漁業近代化資金利子補給金

補助要件

- ・漁業近代化資金を漁業者等に貸し付けた場合

補助額

- ・融資機関が貸し付けた資金の融資残高について、年1.5%以内の利子補給
- ・交付期間は貸付の日から10年間

対象者

- ・融資機関

所管

- ・水産振興課

漁

30

焼津市農業近代化資金利子補給金

補助要件

- ・市農業者等に農業近代化資金を貸し付けた場合

補助額

- ・融資残高の貸付利率1%以内(3年間)

対象者

- ・農政課

所管

- ・農政課

農

29

緊急経営対策特別資金融資信用保証料補給

補助要件

- ・市制度「緊急経営対策特別資金融資」を借り入れ、当該年度の4月1日以降に保証料の初回支払いが生じるもの

補助額

- ・信用保証料総額の35%

対象者

- ・会社
- ・個人

所管

- ・商工観光課

工 水 運 通 商

31

小口資金融資信用保証料補給制度

補助要件

- ・市制度「小口資金融資」を借り入れ、当該年度の4月1日以降に保証料の初回支払いが生じるもの

補助額

- ・信用保証料総額の45%

対象者

- ・会社
- ・個人

所管

- ・商工観光課

工 水 運 通 商

32

漁業経営対策資金利子補給金

補助要件

- ・漁業経営対策資金を市内の漁業者等に貸し付けた場合

補助額

- ・融資機関が貸し付けた資金の融資残高について、年0.5%以内
- ・交付期間は、経営対策資金の貸付けの日から1年以内(利子補給対象者が遠洋まぐろ漁業を営む者である場合にあっては2年以内)

対象者

- ・融資機関

所管

- ・水産振興課

漁

34

開業パワーアップ支援資金融資利子補給

補助要件

- ・県制度「開業パワーアップ支援資金」を借り入れ、市内で事業を営む(営もうとする)もの

補助額

- ・年1.6%以内の利子相当額(借入日から1年以内)

対象者

- ・会社
- ・個人

所管

- ・商工観光課

工 水 運 通 商

35

開業パワーアップ支援資金融資信用保証料補給

補助要件

- ・県制度「開業パワーアップ支援資金」を借り入れ、当該年度の4月1日以降に保証料の初回支払いが生じるもの

補助額

- ①一括支払の場合
- ・信用保証料総額の45%
- ②分割支払の場合
- ・徴収回次1回目の信用保証料相当額または信用保証料総額の45%のいずれか低い方の額

対象者

- ・市内に住所を有する漁業を営む個人または法人

所管

- ・商工観光課

工 水 運 通 商

33

もうかる漁業改革型漁船建造支援事業補助金

補助要件

- ・もうかる漁業改革型漁船建造支援事業を実施するために金融機関から融資を受けた場合

補助額

- ・補助の対象となる利子の年利率0.5%以下の部分
- ・補助期間は、融資が実行された日から、利子が支払われた実証事業期間を除き、通算して5年以内

対象者

- ・市内に住所を有する漁業を営む個人または法人

所管

- ・水産振興課

漁

対象業種

工

工業

水

水産業

運

運送業

研

研究

所

通

通信業

農

農業

漁

漁業

商

商業

商店街を 活性化したい!!



36 焼津駅周辺まちなか空き店舗活用事業補助金(家賃補助)

補助要件

- ・焼津駅周辺まちなかエリア内の空き店舗を活用して新規出店する場合

補助額

- ・上限4万円
- ・対象経費の1/2

対象者

- ・小売・サービス業
- ・会社
- ・個人

所管

- ・商工観光課

商

37 商店街街路灯電気料補助金

補助要件

- ・商店街が街路灯を維持管理しその電気料金を支払った場合

補助額

- ・団体ごと別に定める
- ・対象経費の3/10

対象者

- ・商店街団体

所管

- ・商工観光課

商

38 焼津駅周辺まちなか空き店舗等改修事業補助金

補助要件

- ・焼津駅周辺まちなかエリア内の空き店舗を活用して新規出店する場合

補助額

- ・上限50万円
- ・対象経費の1/2

対象者

- ・小売・サービス業
- ・会社
- ・個人

所管

- ・商工観光課

商

39 焼津駅前拠点エリア活性化事業費補助金

補助要件

- ・焼津駅前拠点エリア内において、新築により新規出店する場合
- ・住居と一体となった空き店舗を分離(住居/店舗)する場合

補助額

- ・上限300万円
- ・対象経費の1/2

対象者

- ・小売・サービス業
- ・会社
- ・個人

所管

- ・商工観光課

商

40 やいづ駅前サテライトオフィス等施設事業

補助要件

- ・市内でサテライトオフィス等を設置し、事業を営むもの

補助額

- ・賃料無料
- ・契約締結から年度末まで

対象者

- ・小売・サービス業
- ・会社
- ・個人

所管

- ・商工観光課

商

41 商店街振興事業補助金

補助要件

- ・商店街の集客や賑わい創出により商店街会員の利益を図るイベント事業等を実施する場合

補助額

- ・上限30万円
- ・対象経費の1/2
- ※子育て支援等に資する事業の場合は対象経費の2/3

対象者

- ・商店街団体

所管

- ・商工観光課

商